

新たなごみ分別ルール等について

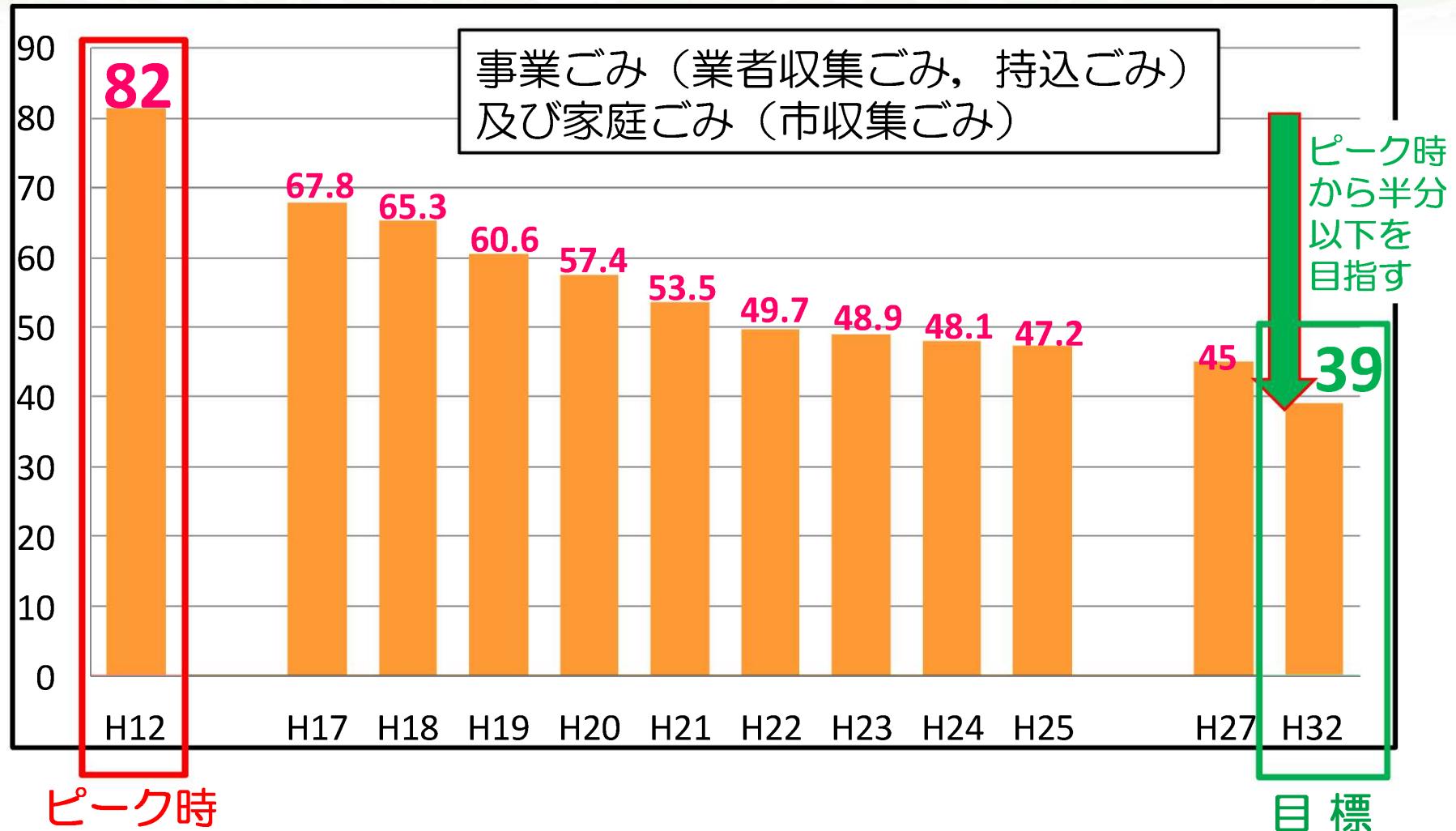
～ 京都市廃棄物の減量及び
～ 適正処理等に関する条例の改正 ～



京都
CITY OF KYOTO

平成27年4月
環境政策局ごみ減量推進課

京都市のごみ量の推移と目標



環境先進都市・京都の更なる進化に向けた 今後のごみ減量施策の検討について

平成26年2月

- ・京都市廃棄物減量等推進審議会へ諮詢

平成26年10月

- ・京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申

環境先進都市・京都の更なる進化に向けた 今後のごみ減量施策の検討について

平成27年3月

- ・京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正
- ・新・京都市ごみ半減プラン策定



京都市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する条例の改正

1. 分別・リサイクルの促進

資源ごみ等の分別を促進するため、ルールを明確化（分別を義務化）し、周知・啓発を徹底

2. 2Rを中心とする取組の促進

リサイクルよりもごみ減量効果が高く、環境への負荷も少ない、リデュース（ごみの発生抑制）及びリユース（再使用）の取組を推進

1. 分別・リサイクルの促進

次のごみは、京都市の廃棄物処理施設（クリーンセンター）に搬入するごみには入れず、必ず分別してリサイクル等をしていただきます。

①リサイクル可能な紙ごみ

■平成27年10月から 新聞・雑誌・ダンボール



新聞



雑誌



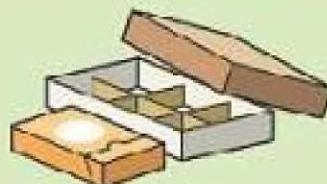
ダンボール

■平成28年4月から リサイクル可能な全ての紙類

新聞・雑誌・ダンボールに加え…



チラシ・カタログ



紙箱



封筒・はがき



紙製包装紙



紙袋



OA用紙



シュレッダー紙



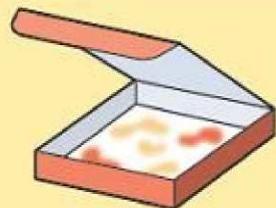
機密書類

…など雑がみも、
分別が義務化されます。

きんきひん

リサイクルできない紙類（禁忌品）

これらは、古紙のリサイクルへの悪影響が大きいので、引き続き、京都市クリーンセンターに搬入するごみとして処理してください。（詳しくは、現在取引をされているごみ収集業者や古紙業者に御相談ください。）



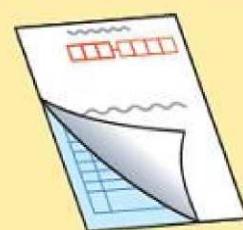
においや汚れのついた紙



感熱紙(レシート, FAX)



カーボン紙, 感圧複写紙など



圧着はがき



ビニールやアルミで
コーティングされた紙



防水加工された紙



写真・写真プリント用紙



紙以外のものを
貼り合わせてあるもの

②産業廃棄物

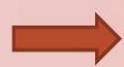
缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、金属類等



※産業廃棄物は、これまでから本市の一般廃棄物処理施設に持込むことができませんでしたが、搬入物検査を強化することで、適正処理のさらなる推進を図ります。

これらを分別せず、京都市クリーンセンターに搬入した場合

改善勧告



命令



公表

2. 2Rを中心とした取組

リサイクルよりもごみ減量効果が高く、環境への負荷も少ない、リデュース（ごみの発生抑制）及びリユース（再使用）等の取組を推進するため、

- ①ものづくり = 製造業者
- ②食 = 飲食店業者
- ③販売 = 小売業者
- ④イベント等 = イベント等主催者
- ⑤観光等 = 宿泊業者等
- ⑥大学、マンション

の皆様に、実施していただく取組等を設定

2Rを中心とした取組

①ものづくり＝製造業者

環境にやさしい製品への転換を促す、消費者へのPRへの協力
(例：乾電池から充電池へ、蛍光管からLEDへなど)

【実施義務】

製品の軽量化など、環境に配慮した製品のPR
(例：包装への印字など)

【努力義務】

自治体が実施する分別収集や拠点回収への排出を促すPR
(例：製品へのラベリングなど)

【努力義務】

2Rを中心とした取組

②食＝飲食店業者

食べ残さない食事を促進するためのPR

(例：小盛りメニューの紹介、本市作成PR媒体の掲示など)

【実施義務】

食べ切れなかった食事の持帰りを希望された場合の、可能な範囲での対応

(例：ドギーバッグ等)

【努力義務】

ウェットティッシュやペーパータオルなど、使い捨て製品の使用の抑制

【努力義務】

使い捨て容器・食器の使用の抑制

【努力義務】

2Rを中心とした取組

③販売＝小売業者

ごみの少ない買い物や資源ごみの回収を、消費者に促進するための P R
【実施義務】

レジ袋の要否及び、必要枚数の確認
【実施義務】

量り売りや簡易包装、容器包装の少ない商品の P R
【努力義務】

レジ袋有料化やレジ袋辞退者へのポイント還元などの実施
【努力義務】

2Rを中心とした取組

③販売＝小売業者

容器包装，電池，蛍光管，家電などの店頭回収の実施

【努力義務】

食料品の見切り販売など，食品の廃棄ロスを抑えた販売の実施

【努力義務】

マイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトル使用を促進するPR

【努力義務】

持ち帰り弁当等の販売時に，割り箸やスプーンなどの使い捨て製品の要否及び，必要数の確認

【努力義務】

2Rを中心とした取組

④イベント等＝イベント等主催者

イベント等における資源ごみの分別回収

【実施義務】

イベント等におけるマイバッグ持参等の呼び掛け

(例：案内チラシへの記載など)

【努力義務】

イベント等におけるリユース食器の使用

【努力義務】

2Rを中心とした取組

⑤観光等＝宿泊業者等

宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供（ごみの回収後に資源ごみを分別している場合は本市のごみ分別に関する取組の周知）

【実施義務】

使い捨てアメニティグッズの提供抑制

（例：フロント等での希望者のみへの提供 など）

【努力義務】

他都市での物産展における京都のごみ減量の取組のPR

（将来、京都を訪れる方に協力していただく目的で行うもの）

（土産物販売業者）【努力義務】

2Rを中心とした取組

⑥大学・マンション

学生へのごみ分別ルール等の周知・啓発（大学）

入居者へのごみ分別ルール等の周知・啓発（マンション）

【実施義務】

大学構内での資源ごみの回収拠点の設置（大学）

（例：京都市が実施する拠点回収への協力 など）

【努力義務】

2Rを中心とした取組

報告義務

店舗又はチェーン店について、それぞれ一定規模以上の関係事業者の皆様には、実施義務及び努力義務の実施状況について、毎年報告していただきます。

- 飲食店業者（食）
- 物品小売業者（販売）
- ホテル・旅館業者（観光等）

2Rを中心とした取組

○報告内容及び方法

前年度の取組実績及び当該年度の取組計画について、**毎年5月31日まで**に報告していただきます。（チェーン店の場合は毎年6月30日まで）



詳細については、京都市のホームページに掲載
いたします。

京都市 こごみネット

検索

※現在、準備中のため、しばらくお待ちください。